

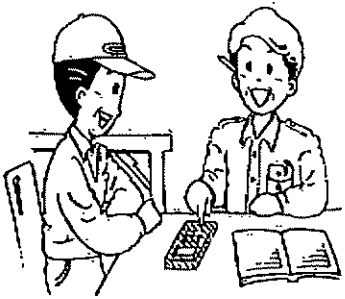
# 柏崎民商会報

20年3月30日

〒九四五〇八三二  
新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号  
TEL (〇二五七) 一三一一九九七 (代)  
FAX (〇二五七) 一三一一九三〇七

## コロナウイルス対策は大丈夫ですか？

### 「オレも融資を受けたい！」



新型コロナウイルス感染症の拡大によって経済が悪化し、国民生活が大変深刻な状況になっていきます。国や県は、経営の安定に支障を生じないよう特別融資制度を実施しました。

県は「新型コロナウイルス感染症対策特別融資」制度になります(ウラ面参照)。国は「新型コロナウイルス感染症対策特別貸付」及び「特別利子補給制度」を併用し「無利子・無担保融資」制度になります(ウラ面参照)。今回の新型コロナウイルスによる被害は「災害」です。「借りても返せない」でなく、業者の権利として「融資」を受けて商売を続けましょう。

「会報を見た。オレも融資を受けたい」と数名の会員さんから事務所に問い合わせがありました。対策は早めに行いましょう。支部で集まって話し合いましょう。

## 払いきれない税金等は

### 分納相談しましょう

「こんなに高い消費税は一回で払えないので、今年も分納相談お願いします」と昨年、換価の猶予を受理されたK会員さん(サービス業)。

新型コロナウイルスの影響もあり、国税庁は業者から納付相談があった場合、早急かつ柔軟

に対応することにより、適切に「納税緩和制度」を適用するよう税務署に指示しました。

昨年は、4月が集団申請しました。申請はほぼ受理されます。ご相談ください。

## ご注意下さい

### 協会けんぽの3月分から

### 健康保険・介護保険の料率が変わる



日本年金機構・全国健康保険協会新潟支部は、3月分(4月納付分)からの協会けんぽの保険料率を変更になります。

健康保険の料率は9・63%が9・58%へ。介護保険の料率は1・73%が1・79%へ。給与から社会保険を引く際はご注意ください。

## 4月から高年齢労働者も

### 雇用保険料の徴収になります



4月1日から、すべての雇用保険被保険者について、雇用保険料の納付が必要になりました。これまで高年齢労働者(満64歳以上)

の雇用保険料は免除されていましたが、4月からは雇用保険料を徴収し、納付することになりますのでご注意ください。

## 4月の弁護士無料法律相談は15日

予約制になりますので、相談希望者は民商事務所まで連絡下さい。